稚内市地域公共交通計画

2024(令和６)年３月

稚内市

稚内市地域公共交通活性化協議会

《 目 次 》

第１章　はじめに
１－１　計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
１－２　計画の区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
１－３　計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
１－４　計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
１－５　上位・関連計画の整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

第２章　地域の現状等
２－１　地勢・地理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
２－２　社会状況・経済状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7

第３章　公共交通の現状等
３－１　公共交通の整備・利用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10
３－２　市民アンケート結果と分析・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　19

第４章　公共交通が抱える課題
４－１　地域属性別の移動手段と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　28
４－２　個人属性別の移動手段と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　34
４－３　都市間交通の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　37
４－４　公的資金の投入状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　38

第５章　基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　40

第６章　基本目標と目標達成に向けた取組と事業
６－１　基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　41
６－２　目標達成に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　42
６－３　地域公共交通確保維持事業の位置づけと役割・・・・・・・・・・・・・　43

第７章　取組の実施主体と評価指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　46

第８章　計画の推進と達成状況の評価
８－１　計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　51
８－２　達成状況の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　51

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　52

《　暦・年度の表記及び用語について　》

本計画においては、暦・年度の表記について、下記の通り整理しています。

・暦及び会計年度…西暦+(和暦)+年/年度、例:2024(令和６)年/年度　※未来日は西暦のみ

・事業年度…和暦+年度+(事業)　例:令和６年度(事業)　※暦で R5.10.1～R6.9.1 を示す。

また、使用している用語の解説は、巻末の参考資料に掲載しています。

第１章　はじめに

１－１　計画策定の目的

本市では、2009(平成 21)年３月に「稚内市地域公共交通総合連携計画」、2019(平成 31)年３月に「稚内市地域公共交通網形成計画」を策定し、「まちづくりと公共交通の一体性の確保」、「多様な交通サービスの効果的な導入」、「持続可能な交通ネットワークの形成」、「みんなで公共交通を守る意識の醸成」の４つの目標を設定して、交通事業者単独での維持が困難なバス路線への補助や、公共交通機関が運行していない交通空白地におけるデマンド型*乗合タクシーの運行などの“市民の移動手段の確保・維持のための取組”の他、高齢者の社会参加と健康増進を目的とした高齢者バス乗車証の交付などの“利用者増加に資する取組”を継続して実施してきました。

地域公共交通における利用者減少のこれまでの主な要因は、人口減少とモータリゼーション*の進展によるものでしたが、自動車の保有台数が頭打ちとなっている現在においても減少傾向は続き、さらに、2020(令和２)年から約３年間にわたって流行した新型コロナウイルス感染症の影響による行動制限や外出自粛要請(コロナ禍)などの要因も加わり、公共交通を取り巻く情勢は厳しさを増しています。

国は、2020(令和２)年に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年５月 25 日号外法律第 59 号)」(以下、「地域交通法」という。）を改正し、「地域公共交通網形成計画」を「地域公共交通計画」に改め、地方公共団体による計画作成を努力義務化したほか、2023(令和５)年の改正において、目的規定に「地域の関係者」の「連携と協働」を追加するとともに、国の努力義務として「関係者相互間の連携と協働の促進」を追加し、交通ＤＸ*・ＧＸ*、地方公共団体や民間の多様な主体との共創*、地域経営における連携強化等を通じ、利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通の「リ・デザイン」（再構築）を推進しています。

本市は、地域交通法第６条に規定する協議会「稚内市地域公共交通活性化協議会」(以下、「法定協議会」という。）を組織し、会議や取組を通して現「稚内市地域公共交通網形成計画」に係るＰＤＣＡサイクル*を行ってきましたが、現計画の策定から５年が経過し、社会情勢や地域公共交通の状況に変化が生じていることから、これまでの協議・検討の結果を改めて整理し、「地域の関係者」の「連携と協働」によって、市全体で公共交通を支えていく意識の醸成、地域公共交通の利便性の向上、地域のさらなる発展を支える、まちづくりと一体となった持続可能な公共交通網の構築を目的に、本市における地域の移動手段に関するマスタープランとして、本計画を策定します。

１－２　計画の区域

本計画で定める区域は、稚内市全域とします。

１－３　計画の期間

本計画の期間は、2024 年度から 2028 年度までの５年間とします。
ただし、社会情勢等に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しすることとします。

１－４　計画の位置づけ

本計画は、「第５次稚内市総合計画」を上位計画とし、「稚内市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「稚内市都市計画マスタープラン」など、関連計画と整合・連携を図り、地域交通法第５条第１項に規定する地域公共交通計画として策定します。

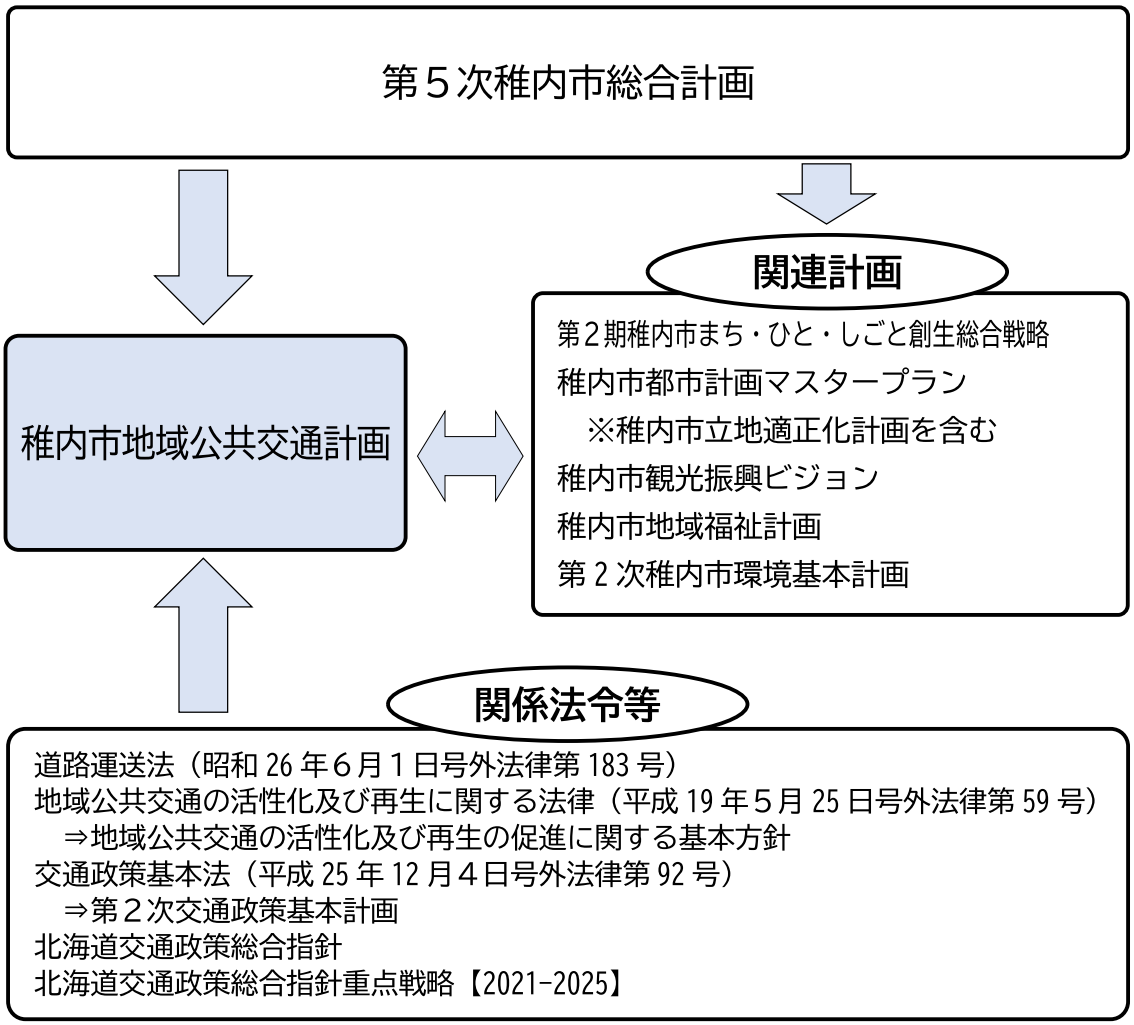

図１－１　計画の位置づけ

１－５　上位・関連計画の整理

※2023(令和５)年 12 月末時点

（１）第５次稚内市総合計画

計画名	第５次稚内市総合計画
計画期間	2019 年度～2028 年度（10 年間）
将来像	海と大地と風の恵み　人が輝き挑戦し続けるまち稚内
基本目標	１．子ども・若者の夢を育み、次代を担う“ひとづくり” ２．安らぎの空間に笑顔あふれる“基盤づくり” ３．地域の資源を活かした魅力ある“仕事づくり” ４．互いに支え、いきいきと生活できる“暮らしづくり” ５．まちを愛し、世界に誇れる“ふるさとづくり”
公共交通に関する方針・施策等	基本目標２ 【政策１】時代に適応した公共交通・都市間交通の整備 関連施策１．持続可能な地域公共交通の確保 関連施策２．交通基盤整備の推進 関連施策３．空港の活性化と就航率の向上
公共交通に関する指標・目標	①路線バス等を利用する人の割合：7.5%（2017 年度）⇒7.6%（2028 年度） ②観光入込客数：520,800 人（2017 年度）⇒718,100 人（2028 年度）

（２）第２期稚内市まち・ひと・しごと創生総合戦略

計画名	第２期稚内市まち・ひと・しごと創生総合戦略
計画期間	2020 年度～2024 年度（５年間）
将来展望	稚内市人口ビジョンで示す将来展望 「2060 年の総人口を 20,000 人以上確保することを目標とする。」
基本目標	１．地域特性や資源を活かした産業振興を図り、魅力ある仕事をつくる ２．本市の魅力や特色を広く発信し、新しいひとと資金の流れをつくる ３．若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるとともに、次代を担う人材を育てる ４．誰もが安心して生活を送り、各々が役割を持って活躍できる地域社会をつくる
公共交通に関する方針・施策等	基本目標４ ≪具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）≫ ③持続可能な公共交通の確保
公共交通に関する指標・目標	①市内線バスの１日あたりの利用者数（人口に対する割合） ：5.8%（2018 年度）⇒6.4%（2024 年度） ②ＪＲ宗谷線（名寄～稚内間）の輸送密度 ：352 人／日（2017 年度）⇒352 人／日（2024 年度）

（３）稚内市都市計画マスタープラン

計画名	稚内市都市計画マスタープラン
計画期間	2015 年度～2034 年度（20 年間）※概ね５年ごとに評価・見直し
基本理念	第５次稚内市総合計画に示す将来像を受けた基本理念 「海と大地と風の恵み　人が輝き挑戦し続けるまち稚内」
基本目標	１．「最北のまち」ならではの特性を活かす ２．安全快適に「住む・暮らす」まちづくり ３．活力あふれる「働く・学ぶ」まちづくり ４．あたたかいもてなしのある「遊ぶ・憩う」まちづくり ５．市民の暮らしを支える基盤施設の充実 ６．みんなで育てるよりよいまちづくり
公共交通に関する方針・施策等	第１編全体構想編　　３都市づくりの基本方針 ３－３都市基盤施設整備の基本方針 （１）都市交通整備の基本的な考え方 ③基本方針…持続可能な交通ネットワークの構築 ・地域のさらなる発展を支える、まちづくりと一体となった持続可能な交通ネットワークの形成を図ります。 ・都市交通ニーズの高度化、多様化に対応するため、最新技術などを活用した新たな交通サービス導入の検討を行うなど、公共交通全体の利便性向上を図ります。 ・交通結節点において、すべての人にやさしい施設整備を進めます。

※立地適正化計画は都市計画マスタープランの一部とみなされます。(都市再生特別措置法第 82 条)

計画名	稚内市立地適正化計画
計画期間	2023 年度～2042 年度（20 年間）※概ね５年ごとに評価・見直し
方針	まちづくりの方針 「安全で機能的な活力ある都市拠点の形成と、すべての人にやさしい居住環境の創出による持続可能なまちづくり」
施策・誘導の方針	◎活力ある都市機能集積拠点と利便性の高い生活機能集積拠点の形成 ◎すべての人にやさしく暮らしやすい生活拠点の形成 ◎災害リスクに備えた安全・安心な都市の形成
公共交通に関する方針・施策等	施策・誘導の方針 ◎すべての人にやさしく暮らしやすい生活拠点の形成 ・誰もが利用しやすい持続可能な交通体系の構築
公共交通に関する指標・目標	①路線バス等を利用する人の割合：7.5%（2017 年度）⇒7.6%（2028 年度） ※「第５次稚内市総合計画」と同様。

（４）稚内市観光振興ビジョン

計画名	稚内市観光振興ビジョン
計画期間	2024 年度から概ね５年間
将来像	◎「日本のてっぺん」を活かした魅力ある観光地づくり ◎国内外の観光客へ配慮した受入体制づくり ◎おもてなしの心をもった基盤づくり ◎「稼げる」地域づくり ◎観光客に選ばれるまちづくり
ミッション	１．「稼ぐ」観光地への土台づくり ２．「おもてなし」の心を中核とした受入体制づくり ３．観光客が「誘われる」地域づくり
公共交通に関する方針・施策等	方針５．交通基盤の整備促進（ミッション２関係）

（５）稚内市地域福祉計画

計画名	第３次稚内市地域福祉計画
計画期間	2024 年度～2028 年度（５年間）
基本理念	～地域共生社会の実現に向けて～ 地域でつながり　誰もが安心できる 笑顔と感謝のある　支え合いのまち
基本目標	１．地域で共に支え合う意識づくりを進めます ２．地域で支え合える人づくり、地域福祉活動を促進します ３．地域のつながりをつくり、頼ることのできる地域づくりを進めます ４．誰一人取り残さない、必要な人へ支援をつなぐ仕組みをつくります ５．住み慣れた地域で、安全安心に支え合える環境をつくります ６．誰も自殺（自死）に追い込まれることのない地域社会をつくります

（６）第２次稚内市環境基本計画

計画名	第２次稚内市環境基本計画
計画期間	2018 年度～2027 年度（10 年間）
将来像	稚内市が目指す環境像 「人と地球にやさしいまち　わっかない」
基本目標	１．社会の低炭素化に貢献するまち - 低炭素社会の実現 - ２．ごみを減らし資源を有効につかうまち - 循環型社会の形成 - ３．健康で安全に暮らせるまち - 生活環境の保全 - ４．豊かな自然を守り人と生き物の共存を実現するまち - 自然環境の保全 - ５．より良い環境をめざして市民一人ひとりが参加し行動するまち